

論壇

個人住民税の特別徴収と
プライバシー

はじめに

シャープ勧告を受けて昭和26年の改正により導入された個人住民税の特別徴収制度は、現在に至るまで給与所得者の個人住民税の根幹をなす制度として存続している。しかし、近年では納税義務者用の「特別徴収額の決定通知書」が勤務先を経由して届けられるこ

特別徴収制度の成り立ちと現状

事業主が従業員に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引いて地方公共団体に納入する特別徴収制度は、昭和25年の『シャープ使節団第二次日本税制報告書』をきっかけに昭和26年に市区町村の選択制で採用され、昭和30年に原則的徴

特別徴収における手続

地方公共団体は、給与所得者の勤務先から提出された給与支払報告書やその他資料を基に特別徴収による個人住民税額を計算し、5月末日までに下記の書類をその勤務先に送付する。勤務先は、その書類に記載された金額を6月から翌年5月までの期間に給与所得者

プライバシー保護の観点からの
問題点

近年問題とされているのが「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」である。この「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」は特別徴収義務者を経由して納税義務者に届けられるものであるが、そこには特別徴収される個人住民税の金額のみならず、他の所得の有無や扶養、障害の有無といった事項も記載される。特別徴収義務者においてこれらの内容を確認することが可能となつていくことは、プライバシー保護の見地からは問題があると言わざるを得ない。

実際、平成28年には行政相談員に対し「事業主を経由して従業員に交付される納税義務者用の特別徴収税額決定通知書には事業主が知る必要のない主たる給与所得以外の所得情報（不動産所得、利子・配当所得、一時所得等）や控除情報（障害者、寡婦等）が含まれており、他人には知られてくれない情報が事業所の経理担当者等の第三者に知られてしまう可能性がある。プライバシーの保護上問題があると考えられるので、

表 集計結果の主な内容

- ① 秘匿措置の実施状況（対象：1,741 市町村）
 - ・実施済み又は実施予定あり：924 市町村（53.1%）
 - ・実施予定なし：817 市町村（46.9%）
- ② 秘匿措置の方法（対象：924 市町村）
 - ・圧着式：734 市町村（79.4%）
 - ・シール貼付：77 市町村（8.3%）
 - ・その他：12 市町村（1.3%）
 - ・未定：101 市町村（10.9%）

また、この回答には自治体が秘匿措置を実施していない理由として、地方税法上義務付けられていないことや予算が確保できないことなどが挙げられていた。この相談及び回答に関し総務省自治税務局市町村税課は、「地方税法上は納税義務者用の税額通知書について、『特別徴収義務者を経由して通知する』と規定していることから、特別徴収義務者（事業主）が税額通知書を納税義務者（従業員）に渡す際に、宛名等の内容を確認することは地方税法上想定されている」とを前提に、「地方税法の規定によって、主たる給与所得以外の所得情報や控除情報等の情報を事業主が知ることがやむを得ないと考えている」としており、これが現段階での一応の結論とされている。

解決策とその課題

「個人情報保護の秘匿措置の要請」は、平成30年10月30日に開催された「平成30年度第1回個人住民税検討会」においても採り上げられたが、第2回以降では議題とされていないことを考えると、現段階では大きな動きはないと考えられる。しかし、プライバシー保護の観点から何らかの対処は必要と思われるため、解決策を検討してみたい。

最大の課題は「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」が特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付される点にある。この形式を維持したままプライバシーの保護を考えるのであれば、現在地方公共団体独自の判断に任せられてい



高橋 創
【四谷】

税に関しても特別徴収税額が年末調整や確定申告で精算されるという所得税同様の処理となる。現在の制度に比べ作業は煩雑となるが、確定申告の内容が特別徴収義務者に通知されることはない。

もう一つは納税義務者用の決定通知書を特別徴収義務者を経由せずに納税義務者へと直接送付すること。単に郵送先を変更するだけでは法的に大きな変更は必要ないと考えられるが、地方公共団体には郵送コストなど秘匿措置同様に大きな負担が発生することとなる。

このほか現代的な解決策としては、決定通知の電子化やマイナポータルを利用した、納税義務者に直接通知される制度が考えられる。

おわりに

特別徴収手続とそれに付随するプライバシー保護の問題に関しては、上記のようにいくつかの解決策が考えられるが、法律、予算、制度の普及などの諸問題を考えると一朝一夕に解決することは困難であるとも思える。とはいえ看過できる問題ではなく、税理士業界としても何らかの解決策を講じる必要があるのではないだろうか。もちろん法律的に解決が図れるのであればそれが最善ではあるが、それが難しい場合には一案として、確定申告書への記載や地方自治体への申請などによって「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」の送付を不要とする

すでに地方税法では、特別徴収義務者の同意がある場合には、eLTAxを通じて特別徴収義務者向け特別徴収税額決定通知書を電子情報で送ることが可能とされていることから、技術的には可能と考えられる。また、平成29年6月9日に閣議決定された規制改革実施計画では「事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討」の記載がある。これらの方法が実現すれば、特別徴収制度とプライバシー保護を巡る問題は一応の解決を見ることが思われるため、早急な整備を望みたい。

参考文献

- ・確井光明『地方税の法理論と実際』（弘文堂、昭和61年）
- ・日景智「所得税と個人住民税との関係について」わが国個人所得課税のメカニズム（「税務大学校論叢」39号、平成14年）